

# 体制転換の政治経済学

盛田 常夫

## はじめに

ヨーロッパの旧社会主義国の体制転換が始まって13年が経過した。百年に一度の大きな社会体制の変化を眼前にして、政治・経済学は何を解明し、何を解明していないのだろうか。「灯台下暗し」という。進行中の変化の渦中にいると、目先の変化に捕われ、大きな社会現象のもつ歴史的な意義を見失い、近視眼的な分析に陥りがちである。まして、旧来の哲学的な考察を軸とする政治経済学や社会哲学が魅力を失ってしまった時代である。それとともに、哲学的に社会現象を分析するという視点や力量も、研究者から急速に失われつつある。学術教育・研究機関にいる研究者がみなIMFや世銀のリサーチャーを真似ねて、あたかもキャリアを積むようなペーパーを書いているのは、社会や社会の変化を見る眼も曇ってしまうだろう。そうなれば学者の存在意義が失われることにならないだろうか。

残念なことに、現存した旧社会主義国の社会経済システムがどうして機能しなかったのかという点について、もう誰も議論しなくなった。本質的な諸点ですべて解明し尽くされているからだろうか。そうではないだろう。社会主義体制崩壊の話題は1年も経たないうちに、湾岸戦争の話題にとって代わられたように、世界の諸情勢が急展開していることも一因である。次から次に起きる世界的事件の中で、社会主義崩壊は次第に過去の歴史的後景に追いやられ、済んでしまったことはどうでも良いと論調を生み出している。こうした発想は現代のグローバリゼーションを体現している金融投資のそれに限りなく近い。過去の損益は速やかに精算し、次の利益確保に向かうという投資スタイルが、社会のあらゆる面に影響を与えている。損益の精算期間が限りなく短くなっている。短期思考の金融のグローバル化現象は、社会のあらゆる側面に影響を及ぼしている。このような加速化された世界の中で、研究者もまた、短期的視野の中でペーパーを書き急ぐ。その結果、旧来の論壇がその存在意義を失い、歴史的問題を議論する状況は失われた。そして、多くの研究者はこのような状況に流されている。

社会主義体制崩壊のような百年に一度の大きな社会変動は、社会科学の研究とその発展にまたとないチャンスを与えている。しかし、そのもっとも幸運な時代に、社会学者は思考することを止めている。研究者にとって幸運な時代の不幸な状況である。

社会主義経済を研究してきた者のみならず、社会科学を研究領域にする者にとって、社会変動の過程を同時代人として目撃できるというきわめて稀有で幸運な瞬間にいるにもかかわらず、歴史的にグローバルな視点でその変動を捉えようという試みが少ない。こういう閉塞的な状況をどう理解したらよいだろう。これまで社会主義社会を分析対象としてきた研究者なら、なおさらのこと、自らの研究者としてレーゾンデートルをかけた分析が不可欠ではないのか。マルク理論の研究があれほど盛んだった日本で、社会主義社会の崩壊現象をマルクスの社会理論からどう解明できるのかできないのか、という議論がないのはどうしてだろうか。社会主義社会の崩壊で、マルクスの社会理論も崩壊したのだろうか。その検証はおこなわれているのだろうか。

「移行」過程にあるからもう以前の状態の分析は必要ない、ということはありません。社会も人間も、過去の歴史や経験などの前提条件に規定されている。にもかかわらず、「移行」前の彼我の条件を忘却あるいは捨象してしまうことで、厳しい思考の営為を怠っていないか。しかし、そのような分析なしに、新たに構築される社会経済システムを分析できないはずだ。繰り返すが、我々が今観察しているのは、百年単位の社会変動である。とすれば、その社会変動

を規定している大きな歴史的な変化の本質が何であるかを解明することなしに、今日の社会変動を語りえないはずだ。「資本主義が社会主義になり、それがまた資本主義になる」というような表象的な見方は何も分析していない。

簡単に「計画」から「市場」というが、一体その「計画」とは何であり、「市場」とは何であるのか。そもそも現存した「社会主義経済計画体制」の実体を解明なしに、「計画から市場へ」という議論は成立しない。いったい、現存した「計画経済」とは何だったのか。と同時に、いったい戦後成立し発展してきた「資本主義市場経済」をどう捉えるのか。今一度、それらの常識的観念を分析対象にすることから、我々の分析を始めるべきではないか。そのために、社会的経済行為をその根本から分析し、新たな総合的な視点を獲得することが必要なのではないか。弛まぬ分析と総合の思考過程なしに、研究は完結しない。

こうした哲学的な思考に裏付けられた分析を基礎に社会変動を捉えることこそ、学術研究機関に場を持つ研究者の課題なのではないか。現状に異議申し立てする意味で、本稿を準備した。

## I. 「移行」か、それとも「転換」か

今我々が直面しているような歴史的変動を分析する場合、基本的な概念や用語の利用には細心の注意を払うべきだ。変動の基底にあるものを捉える事象の概念化は、研究の出発点を構成するはずだ。

### 1. transition と transformation

今日の社会変動にかかわる基本的な概念や用語法は、それぞれの論者の理解や哲学と密接にかかわっている。国際的な文献では旧社会主義経済を、transition economy (移行経済あるいは過渡期経済) と命名している。他方、筆者は transition ではなく、system transformation (体制転換) あるいは transforming economy (体制転換経済) を使用している。

Transition を使用する場合、「何処から何処へ(from where to where)」が前提になっている。しかし、多くの論者にとっては、「何処から何処へ」は自明の理とされているか、不問にされている。国際機関のエコノミストは、たんに「計画から市場へ」と理解しているだろうが、いわゆる学術研究機関の研究者の理解もこれとあまり変わらないように思う。それぞれの社会ごとに「移行」の出発点と到着点の分析を省いてしまえば、空疎な市場化政策だけが残ることは目に見えている。いわゆる「IMF 処方箋」の根本的な欠陥はここにある。

Transformation を使用する場合も、どのような概念的意義をもって使用するかが問われる。Transition と比較すると、これは「何を何へ(transform what to what)」というより能動的な意味合いをもっており、まずもって「何を」を明確にする必要がある。つまり、transition では多くの論者が「何から」を自明の理としているのにたいし、transformation ではまず「何を」を明確にしなければならない。

もちろん、体制転換途上にある諸国が一定の期間にわたって「ある将来に確立されるシステムへ過渡的な時期」=「過渡期」にあることを否定するものではないが、一般に「移行経済」といわれる場合には、そのような一般的な「過渡的な移行期」ではなく、「市場移行」という意味に限定されて使用されている。もっとも、最初の規定が不明瞭である場合がほとんどだから、そのことも明確ではない。

### 2. 「何から何へ」

Transition を使用する論者は、大概は「計画から市場」を前提にしている。しかし、その他にも、「社会主義から市場へ」や「社会主義から資本主義へ」と理解する論者や、いくつかの観念を曖昧に重ねて使用する論者もいる。そのそれぞれについて、検討してみよう。

#### a. 「社会主義から資本主義へ」

この理解においては、イデオロギー的な意味で使用されているのか、それとも経済原理として使用されているのかが明瞭でない。イデオロギー的に使用されているのであれば、部分的に真だが、分析的に正しくないとわざるを得ない。現在の変化がまずもって統治システムの転換であり、かつ経済システムの転換である。これらの変化が資本主義的なイデオロギーへの転換に導かれているというのは、現実には合わない。

経済原理として使用されている場合は、その内容規定がなければ、一般的で無内容である。いったい社会主義経済の本質をどう捉え、資本主義経済の本質をどう捉えるか、そのことを20世紀の歴史に照らして明確に再規定して初めて、その理解が概念的になる。つまり、我々が問題にしているのは理論的に考えられる資本主義や社会主義ではなく、現存した社会主義であり、歴史的に大きな変容を被ってきた現代資本主義である。何がどのように変容しているかを分析せず、抽象的な意味で社会主義や資本主義を議論しても、それだけでは現代の経済システムを理解することはできない。

#### b. 「計画から市場へ」

これは経済の基本的メカニズムを「計画」と「市場」の対概念で捉え、社会主義経済の本質を「計画」で、資本主義経済の本質を「市場」で捉えるものである。これは前項の対概念を分析的に捉えることで獲得される概念規定である。

他方、社会主義経済の本質を「計画」と捉えることには、議論の余地がある。何よりも、現存した社会主義経済が「計画経済」からはるかに遠い、「定常的でルーティン的な財の配分制度」であったというだけではない。つまり、20世紀の「経済計画化」の本質が「計画化」という高尚な概念から想像されるものとはほど遠い、ルーティン的な財・サービスの配分計画にすぎなかったというだけでない。とすれば、20世紀社会主義経済の「計画」の内実、つまり「計画」行為の本質が規定されていなければ、概念的に無内容である。同じことは「市場」行為についても言える。新古典派経済学が想定するような市場などどこにも存在してこなかったし、現代経済もたんに市場経済などと概念規定することはできない。それぞれの概念規定をさらに分析し、総合した思考の営みが必要とされる。

#### c. 「社会（共産）主義から市場へ」

明らかにこの概念の対比は、二つの概念が同じ次元にないがゆえに、対概念として成立しない。したがって、分析的に正しくない。ただ、これを使用する論者の意図を測れば、「イデオロギー（政治）的に歪曲された経済から、イデオロギーや政治から解放された経済へ」という意味合いで使用しているとも考えることもできる。したがって、このような捉え方は一つの表現にすぎず、分析と言うには程遠い。

#### d. 「国家から市場へ」

国際機関のエコノミストには、このように表現する論者もいる。現代ではエコノミストの多くは概念規定には拘泥しないのがふつうだから、概念範疇の間違いを指摘しても意味はないだろうが、この対概念も前項と同じことが言える。単純に、経済を国家の手から市場に任せるという以上の意味合いはないだろう。表現としては理解できるが、概念規定としては成立しない。

## II. 「配分 (allocation)」から「交換 (exchange)」へ

いわゆる研究機関外のエコノミストは概念規定には無頓着である。それを補完する役割がアカデミー機関の研究者にあるはずだが、そのアカデミーの研究者も概念規定に頓着しなくなっている。明らかに、哲学的な思考力が落ちている証拠である。

### 1. 分析の次元と概念化

今日の社会変動を捉える、あるいは分析する場合、分析次元を明確にしておく必要がある。すべての個別的差異を捨象して、一般的・抽象的な次元で、たとえば「市場経済」と「計画経済」というような次元で比較分析する視点がある。「資本主義経済」と「社会主義経済」という次元も同じである。これらの分析視点では個別社会、個別地域などすべての差異を捨象されている点で、抽象的で一般的である。もちろん、この抽象次元での分析が「的を射る」ものかどうかは別問題である。抽象的概念を対にただけでは分析にならない。いかなる意味でそれらの対概念が社会性格や社会変動の本質を表現しているのか、それを論理的に示す必要がある。そのためには、対概念をさらに分析し、これを再び総合するという思考の営みが必要になる。しかし、多くの論者はそのような分析-総合の思考の営みなしに、これらの対概念を当然のように使用している。

他方、社会主義経済、資本主義経済といっても、現実の存在はきわめて具体的であり、地域によって、国によって大きく性格が異なる。ヨーロッパ、ユーラシア、アジア、アメリカ等々、地域によって観察できる特徴的な共通特性がある。大陸的な地域共通特性にもとづく類型分析は、一つ抽象度が下がった分析である。

さらに、同じヨーロッパやアメリカあるいはアジアといっても、北と南、東と西あるいは民族的なまとまりによって、いくつかの共通特性をもつサブグループ（地域ブロック）が観察できる。こうした地域ブロックに着目する分析は、さらに抽象度が下がった分析である。たとえば、中欧経済や中央アジアというまとめ方はそのようなものである。他方、中欧経済のなかでも、チェコとハンガリーは人口や国土もほぼ同じであり、比較分析の好対象になりうるが、ポーランドは国土も人口の規模も違い、二国間比較の対象になりにくい。したがって、同じ地域ブロックのなかでも、一般化や比較の有効性に限界があることに注意する必要がある。

そして、最後には国民経済を対象とした分析がある。もっとも具体的で複雑な分析が必要になる次元である。

いずれにしても、我々が分析する場合に、いったいどの次元の分析なのかを明確に意識していることが不可欠である。もちろん、個別国民経済分析は自明のことであるから、あまり議論の余地はないが、地域比較分析の場合はどの地域においても、比較の意義と限界を意識すべきだろう。バルト三国しかり、中央アジア諸国もしかり。とはいえ、地域的な隣接性のある諸国間の比較は、特定の政策やメカニズムの有効性あるいは実現性を分析する上で、多くのことを教えてくれる。

他方、分析の抽象度が高まるにつれ、概念の捉え方に大きな違いが出てくる。もっとも一般的で抽象的な分析次元に辿りつくと、概念化の分析手法が問われる。その分析ではまさにそれぞれの論者の哲学的分析手法の有効性が問われる。例えば「社会主義から資本主義へ」や「計画から市場へ」は、概念化への分析-総合の手続きがなければ、内容が空疎である。それぞれの社会事象の概念化の度合いによって、概念規定が定まる。

## 2. 経済社会の基底的行为

筆者が1994年に上梓した『体制転換の経済学』（新世社、1994年）は、第一部において社会主義経済崩壊の論理の究明を軸に、今日人類が直面している社会変動は、もっともグローバルな意味で「再分配から交換への基底的な変動」、つまり「財・サービスの配分活動が社会の支配的で基底的な活動形態になっている社会から、交換を主たる基底的活動形態とし、再分配が従たる機能を果たす社会への変動」と規定した。そして、第二部において、個別地域ごとの社会変動の特徴を簡潔に分析した。

筆者の意図は、「市場」や「計画」を概念的に把握するためには、さらにそれぞれの行為を支えているより基底的な行為を分析する必要があり、そこから「市場」概念や「計画」概念を

再構成しなければならないということであった。「市場」と「計画」の基底的行为として、「交換」概念と「(再)分配」概念\*を抽出し、ここから再び「市場」と「計画」概念を構築するという分析と総合の方法を使って初めて、社会事象の概念化を得る。

\* 本稿では、所得分配や所得再分配との用語上の混乱を避けるために、拙著で「(再)分配」とした基底的行为を「配分」と別称している。

概念化は社会事象の分析と総合を行うことで達成されるが、我々の分析では「交換」と「配分」というもっとも抽象的な社会行為が、その内に内在モーメント(社会的契機)をもつことを明らかにし、それを出発点として今度はその基底的行为の上に構築されるであろう制度・システムの内容を明らかにした。こうすることによって初めて、「市場」や「計画」が内容をもつ概念として定立される。

表1 二つの基底的行为の社会的モーメント

社会的契機	二つの基底的经济行为	
	交 換	配 分
1. コミュニケーション	情報のかつ双務的	物理的かつ単務的
2. 制 度	自己組織的市場	官僚制
3. 人間 関係	非人格化-文明化	人格化-縁故・非文明化
4. 組 織	開放的・透明性	閉鎖的・秘密性
5. 社会 行動	自立と自己責任	権威への依存
6. 複 雑 性	持続的に増大	単純性への退化
7. 自己 発展	自生的かつ継続的	継続的に自己破壊(崩壊)的

(注) 拙著『体制転換の経済学』(第I部4)および拙稿「体制転換にみるアンシャンレジームの継続と変容」(『経済志林』第67巻第3・4号所収、法政大学経済学会、2000年3月)を参照されたい。

前掲拙著の第I部4「再分配・交換・コミュニケーション：システムと経済行為」で展開した二つの基底的社会经济行為を、七つの内在的契機にしたがって分析したものが表1である。それぞれの社会的モーメントは自明であるが、誤解のないように説明しておきたい。

まず、交換における主体は相互に平等な立場にあり、情報は双方向に対称的(したがって双務的)に流れる。これにたいして、配分においては配分する主体が能動的で、配分を受ける主体は受動的である。情報は双方向に流れうるが、非対称的である。したがって、単務的にならざるをえない。

こうした情報の流れは主体の社会的関係を規定する。双務的な情報が組織化される形態は交換の場、つまり抽象的な意味での市場である。参加主体と交換対象の組合せによって、さまざまな市場が作り出される。他方、単務的な情報が組織化される形態は、決定における上位と下位の関係が定められた組織、つまり官僚組織である。

交換において本質的なのは交換主体ではなく、交換対象である。つまり、「誰が誰に」という関係は本質的になりえず、「何を何と」が本質的である。したがって、交換において主体は無名化する。それは経済行為の非人格化のプロセスでもある。経済行為の無名化と非人格化によって、経済行為の領域は内包的も外延的にも広がっていく。これにたいして、配分において本質的なことは、「誰に何をどれだけ」という決定である。ここでは配分に与る主体は無名性をもちえないばかりか、有名性であることが本質的である。ここから、配分する主体と配分に与る主体との具体的な人間関係が重要な役割を果たす。無名性は縁故的な関係からの解放を意味し、社会的関係の透明化=文明化をもたらすが、有名性は個別具体的な関係の維持を前提とし、縁故主義的關係の維持・保存が制度の土台となる。社会関係の不透明さ=非文明性が維持

される。現存した社会主義が特定の間人間関係を前提とした一定の社会集団の支配に陥る必然性をもつ所以である。

このようにして作り出された組織の特性もまた、本質的に異なっている。交換の場たる市場においては、開放性と透明性が場の発展を保障する。これにたいして、特定の社会集団が決定し支配する組織においては、閉鎖性と秘密性が組織維持の必須要件となる。

このような組織化が進行する社会では、社会を構成する人々の行動が組織の特性によって規定される。市場的社会では人々は自立し、自己責任を負う。自生的な自己組織化が進行する。これにたいして、官僚化された社会では、配分を決定するものが支配的権威を振る舞い、人々はその権威に従属する。権威と従属の関係が、社会と行動を規定していく。現存した社会主義社会ではお上、つまり共産党や政府にたいする異議申し立てや抗議は許されなかった。そのような社会関係の中では、人々の社会意識や行動がきわめて卑屈なものに転化していく。その社会的行動規範は体制転換が始まってからも持続している。

このような社会的行動や社会規範は社会の発展に本質的に作用する。個人の能力の発揮を求められる社会では、人々の能力の開花と交換の複雑化が自然的に進行する。交換の網の目は交換主体の自立化が進むにしたがって、冪乗的に複雑化する。これにたいして、権威に依存する配分社会は、少数者による決定による諸個人の無力化と分配方法のルーティン化を帰結し、社会総体としての単純化への道を歩み、社会の活動水準の退化（**degeneration**）や墮落（**degradation**）をもたらす。社会主義イデオロギーは倫理的であるが、現存した社会主義が何ら倫理的な存在でなかったことはこれで説明される。現存社会主義社会の非倫理性と非文明性は、体制転換によって赤裸々に露呈された。社会主義を唱えた者も自主管理を唱えた者も、その社会的倫理性の低さは目に余る。いったい、旧体制はいかなる社会規範を形成してきたのか、そのことが問われなければならない。この分析は体制転換以後の社会を分析する上できわめて重要である。なぜなら、新たに構築される社会もまた、旧体制の社会規範を引き継いでいるからである。

こうして、交換社会は自己発展的であるのにたいし、配分社会は自己破滅的であるとうい論理的な結論が得られる。つまり、交換行為を主たる基底的な社会行為とするシステムは、自己組織化に優れ、自己発展性を内在する。これにたいし、配分を主たる基底的な社会行為とするシステムは、自己退化を必然化し、持続的に自己破壊的である。

### 3. アポトーシス か、ネクローシスか

配分社会の自己崩壊は、社会の自死に喩えることができる。社会が自死するとはどういうことであろうか。それは一つの研究テーマになりうるだろう。

細胞生物学の最近の研究に、細胞のアポトーシス（**apoptosis**、自死）がある。細胞は生成されるだけでなく、死滅することでも生体を支えている。新しい細胞を生み出す、あるいは新しい細胞に活動領域を渡すために、自らが死ぬことでその役割を果たす。つまり、自らが捨石になることで、新しい環境に適応する細胞の生成や活動に道を開くという役割を果たす。果たして現存社会主義の崩壊（自壊）は社会のアポトーシス現象として捉えることができるだろうか。

20世紀に現れ、20世紀末に消滅した社会主義社会の崩壊をどう解明できるのだろうか。マルクスが描いたような経済的土台と上部構造の矛盾が惹き起こしたものだろうか（マルクス理論については別項で議論する）。我々の分析に従えば、社会主義社会の崩壊は社会の構成員の活力を限りなく退化させた結果である。社会の衰退による自己崩壊である。マルクスの理論的想定とは異なり、支配者と被支配者の双方が退化することで、社会は漸次的に活力を失い退化を続け、やがて死を迎えた。まさに我々が歴史的に観察した社会主義社会の崩壊とは、まさに社会の自死そのものではないだろうか。

しかし、このアナロジーは正しくない。最近の細胞生物学が明らかにしたアポトーシスは、いわば生体の能動的な行為であり、生体を維持するために不可欠でポジティブな機能である。受動的に退化し、自壊した社会との類推は適切ではない。もし細胞生物学の概念が利用できるとすれば、それはネクローシス（necrosis、壊死）であろう。これも細胞の死滅を意味するが、悪化し退化し死滅することであり、そこから新しい細胞を生み出すメカニズムをもたない細胞の死を意味する。まさに、「腐って死滅する」のである。社会主義社会崩壊は「社会の壊死」そのものではないだろうか。

かくして、現存社会主義の崩壊は社会のネクローシス現象として理解すべきである。つまり、歴史的に現存した社会主義は壊死するがごとく自壊したと理解すると、良く分かる。その自壊の論理はシステムそのものが内包している。表1の比較表から明らかなように、専ら「配分」を主とするシステムは、社会の構成員の自由度と独立性を制限することから成り立っており、構成諸個人の能力の開花や不断の発展の可能性を内在していない。逆に、硬直した「配分」システムでは、構成諸個人は個人の主導性を発揮することが厳しく制限される。そのようなシステムでは、社会を構成する諸個人（細胞）は自らを退化（死滅）させる。個人が自らの可能性を封じ込め、退化することは諸個人のネクローシスをもたらす。そして、諸個人の持続的な退化は社会機能の死滅を必然化させる。個人のネクローシスが、社会のネクローシスを帰結する。つまり、硬直的な「配分」システムは社会の構成要素を死滅させ、やがては社会そのものの崩壊を導く。社会の自滅行為が徐々に進行するのである。現存した社会主義社会の崩壊はまさに生体の壊死と同じ現象なのである。

こうして、20世紀社会主義の崩壊は、まさに社会のネクローシス現象として理解できる。この視点から、つまり歴史的に存在した社会主義社会が壊死に至る構造とプロセスを記述することで、今一度、20世紀社会主義の総括的な分析をおこなうべきではないだろうか。

そのような歴史的分析とともに不可欠なのは、現在進行中の体制転換社会の理解である。旧社会のネクローシス現象から、社会存続の連続性と断絶性をどう説明することができるだろうか。このプロセスを説明するためには、いわば蘇生=再生現象の分析が不可欠になる。そして、ここからが細胞生物学との違いが始まる。

細胞はいったん死滅すれば蘇生=再生することはない。壊死した組織が再生することもない。他方、旧社会主義の基本的な配分システム、したがってそれにかかわってきた社会機関や組織は壊死し、死滅した。そして、そこから新しいものが再生することはない。ここまでは細胞生物学と同じである。問題はここからである。

細胞が死滅すれば消えてなくなる。社会の場合は古い社会関係は消滅するが、人間そのものが死滅するわけではない。もっとも、人間の場合は、社会的存在として限りなく死に近い状態、「社会的仮死状態」に至る。旧社会主義社会はまさにこの形容が当たっている。新たな社会関係が築かれることで、仮死状態にある人々に新たな機能と役割が与えられ、つまり社会的存在としての蘇生・再生の可能性が与えられる。壊死した細胞や機関から新しいものは生まれないが、壊死した機関や組織を構成していた人々は、生体として死を迎えるのではなく社会的存在としての死を迎えるのである。ここが細胞と社会的存在としての人間と違うところだ。もちろん、仮死状態のまま壊死して社会の表舞台から消える人々もいるし、暴力革命の場合には生体としての人間存在そのものの消滅が図られる。しかし、ポルポト時代のような虐殺を別とすれば、指導者層が処刑されても、ほとんどの社会的構成員は生体としての存在を否定されることはない。その多くの人々は新たな社会的枠組みの中で、新しい機能と役割を得ることで、仮死状態から蘇生=再生する。

このようにみると、細胞生物学との本質的な違いは明瞭である。社会経済システムの場合、死滅するのは社会的機関や枠組みであって、社会を構成する個人は限りなく退化したとしても、

存在そのものを失うわけではない。個別細胞としての個人は仮死的状態になることはあっても、諸個人が生体として死を迎えるわけではない。つまり、社会における細胞である個人は社会的存在としての死を迎えても、社会的関係が変わることで社会的存在として再生できる可能性をもっている。だからこそ、社会の再生が可能になるのであって、そこが細胞生物学の現象と違うところである。

ここから、旧体制の社会意識や行動規範の継続と変容という社会現象が生じる。社会を構成する人々は、社会関係の変容によって新たな社会的生命を受け取るが、それにもまして重要なことは、役割と機能が変ったとはいえ、人々の社会意識や行動規範は旧社会のそれから出発する。したがって、新しく構築された社会関係においても、旧体制の社会意識や行動規範が生き続ける。もちろん、新しい枠組みにおける新しい役割と機能を習得するなかで、人々の社会意識や行動規範が変わっていくが、そのプロセスはきわめて長い社会的習得過程だと理解しなければならぬ。

このような視点から、体制転換社会の変動プロセスを理解することが必要である。いわゆる国際エコノミストはこのような社会変動の総体を分析対象としないが故に、経済社会の変化を単純化して捉える。多くのエコノミストは市場経済の枠組みさえ導入すれば、後は自動的に新しいシステムが構築されると考えてきたが、その分析が妥当性をもちえなかったことはこれまでの歴史が証明している通りである。哲学的分析の有効性はここにある。

後段で叙述する「転換過渡期における腐敗現象」はまさにこうした社会変動の特質に根ざしている。人間が生まれ変わるのではなく、社会の枠組みと仕組みが変わるだけだから、旧体制の指導的な地位にあった人々の多くもまた、社会の舞台から消え去ることなく再出発する。その中の才覚ある者は、再び新しい枠組みの中で指導的に地位についたり、新しい変化を先取りすることで、体制転換の混乱の中で漁夫の利を得る。これまでの歴史が示しているように、旧体制の指導者や資産管理者（党資産、国家資産、国营企業資産）が「新しいゲーム」の開始における「特別な位置」を占めていた。壊死した機関を支えた人間（集団）が、自らの再生プロセスで漁夫の利を占めるという矛盾した現象が、「転換過渡期」における腐敗現象の本質である。腐敗現象の分析が、社会科学の対象となる所以である。

#### 4. 社会的行為の対称性と非対称性

これまでの分析から、いくつか重要な結論が導かれる。多くの社会変動は対称的でなく、非対称的である。そのような分析視点も、体制転換を分析する上で、きわめて有効な手段となりうる。

第一に、経済社会の基底的行为の転換は、非対称的である。つまり、交換から配分への転換は複雑から単純への転換になり、システムの転換が比較的短時間に達成されるのにたいし、逆の転換である配分から交換への転換は単純から複雑への転換になり、短時間で達成されない。このように、二つの方向の社会転換は対称的でない。これまでの分析から明らかのように、単純から複雑への転換には、長期の歴史的時間が必要である。多くの国際エコノミストは、「計画」から「市場」への転換は、その逆の社会主義革命と同じように短期間に実行可能なものと錯覚した。しかし、相互の転換は非対称的なのである。

したがって、第二に、1990年代初期に盛んに議論され、「ショック療法」か「漸進主義」かという二者択一は問題の核心を突くものではない。拙著でもこの対比を批判したが、すでに歴史的に決着がついた。この対比の妥当性について語る者はもういない。1990年代の前半期、IMFは「市場経済化」の達成を急いだ。その観点から、急進改革を賞賛し、「ショック療法」に表現されるような政策実行を推奨したし、多くの経済学者もその時流に乗った見解を表明していた。配分システムへの転換は社会主義革命で実現されるが、逆の転換は「政治革命」では

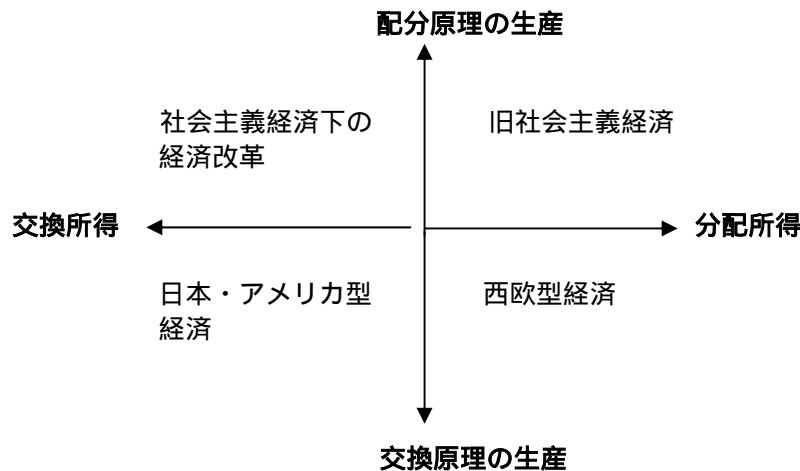


達成されないし、「急進改革」によって革命的に転換時間を短縮することはできない。クーボン民営化で一挙に国営企業を民営企業に変えようとしたチェコのクラウス首相は、1994年の時点ですでに「チェコの体制転換が終了した」と宣言したが、それが幻想であったことはその後の歴史が証明している。明らかに、現在の社会変動の本質を捉えない表象的な理解にもとづいているからである。

第三に、基底的な社会的行為はなによりも生産主体を軸とする生産活動における行為である。拙著では、「生産」と生産から派生する「所得の分配・再分配」との区別を明瞭に示していなかった。そのことは誤りではない。国民経済の基本的生産活動が、交換原理にもとづくのか、それとも配分原理にもとづくのかは、国民経済の基本的性格を決定する。そして、二次的な行為としての所得の社会的分配（再分配）は経済の基底的行为・活動の上に成り立つ社会的分配行為で、基本的な経済行為とは区別される社会の制度的機能である。

今、拙著での分析から一つ次元を具体化して、この「所得分配」を「生産」から分離すると、図1のような分類図を作成することができる。

この図から明らかなように、生産と所得分配とも配分原理を基本とするシステム（旧社会主義社会）と、生産と所得分配とも交換原理を基本とするシステム（アメリカ型社会）は対称的である。他方、生産は交換原理を基本とし、所得分配に配分原理を重視するシステム（欧州型社会）に、その対称的なモデルは存在せず、この典型モデルは非対称的存在である。あえて探せば、社会主義の原理を維持し、経済改革を進めるケースがこれにあたる。つまり、生産における配分原理を若干緩めるが、基本原理の転換までは行わず、他方、所得分配に交換原理を組み込むというシステムである。しかし、システムの持続性という観点から見れば、このシステムは機能しなかった。



**図1 「配分」と「交換」原理で見た経済システムの類型**

本図は抽象概念の具体的なイメージを得るために作成したもので、縦軸を例えば生産企業の国有化率（生産の集権率）で測ったものと考え、交換原理が100%作用する経済では国有化率ゼロ%（完全分権）、配分原理が100%作用する経済では国有化率100%（完全集権）という尺度で理解できる。他方、横軸は所得の発生を測るものとし、交換活動から所得が100%獲得する経済（完全市場経済）では所得再分配率ゼロ、所得が100%再分配される経済では再分配率100%（完全分配）という尺度で理解できる。

このように、社会の基底的行为から分析を組み立てることにより、社会システムを見る新しい視点を獲得することができ、社会変動の基本的な質をより明確に理解することができる。この比較対照分析の理論的な意義について、項を改めて議論したい。

## 5. 配分原理から交換原理へ

我々が眼前にしている国民経済の歴史的な変動は、イデオロギー的に社会主義からの転換であるが、現実の経済メカニズムは「社会主義から資本主義への転換」というような大雑把な議論で済むものではない。そのことは、欧米の「資本主義国」の国民所得の再分配率（財政収入/GDP比）が4割を超える水準にあることを考えれば明らかである（この面からみれば、「資本主義国」も、所得分配においては社会主義的な配分=再分配を基底的行为としているといえる）。政治分析において政党やイデオロギーを「右翼」と「左翼」に分けることがすでに陳腐で無意味な分類になっているのと同様に、国民経済を資本主義と社会主義とに分類することも、きわめて陳腐で無意味になっている。

本稿では、生産における主たる原理を「配分」と「交換」に区別し、かつ所得分配における主たる原理も「配分」と「交換」に区別した。「配分」と「交換」の規定は計画や市場をさらに分析・抽象化したものであり、計画と市場の概念の本質を捉えるものである。拙著『体制転換の経済学』では生産における原理と所得発生を区別することなく叙述した。既述したように抽象的な分析ではその区別は必要ないが、本稿ではそれを区別することで分析の次元を下げ（具体化）、経済システムの抽象的な類型を行っている。この点を今少し説明しよう。

抽象的には生産も所得発生も同一のものとして扱うことが可能であるが、現実的な総合に一步近づくためには生産と所得発生を区別することが必要である。この分析段階では、生産における「配分」原理と「交換」原理は、「生産における集権-分権」として理解することが可能であるが、「集権と分権」という把握では、二つの生産原理はいわば連続的な尺度に転換されている。より抽象的な「配分」-「交換」概念では原理の違いが明確に表現されている。他方、所得発生における「配分」原理と「交換」原理は再分配尺度によって連続的な概念に転換されるが、より原理的な「配分」-「交換」概念は、所得発生を原理的に区別を理解する上で、より基本的かつ抽象的なものである。

すでに現実社会では、「資本主義経済」といっても社会保障制度が組み込まれており、「自由主義、資本主義擁護」を党是に掲げる政党でも、社会保障制度の撤廃など誰も言わない時代になっている。他方、「社会主義」を党是とする政党も「社会主義革命」などと言わなくなった。所得再分配制度が社会制度に組み込まれ、その公共サービスの質が「現存社会主義社会の公共サービス」を凌駕してしまい、社会主義社会のレーゾンデートルが問われるほどに「市場」経済社会が発展し、「計画」経済社会が退化してしまった。歴史的に存在した社会主義社会は継続的な退化のプロセスの中で自壊した。しかし、注意すべきは、その自壊は「社会主義」という思想の崩壊ではない。配分を主たるメカニズムとする社会機構の必然的な崩壊なのである。

こうした歴史的結末は、旧来からの我々の社会経済システムの把握の方法にたいして、厳しい再考を迫っている。明らかに旧社会主義国の一部を含めた現代の先進国社会は、「社会主義経済」と「資本主義経済」という旧来の単純な二分法では変動の本質を理解できない時代に入っている。しかし、人間の思考は常に社会的発展の後塵を拝する。政治の分野で、依然として陳腐な「左翼」と「右翼」という区分がまかり通っているのと同様に、経済分野では依然として、「資本主義」と「社会主義」という無内容な二分法が横行している。しかし、少なくとも、

学術研究機関に場を持つ研究者がそのような無内容な対概念を安易に使用することを避けるべきだ。

## 6. マルクスの社会理論との相違

ここでマルクスの社会理論について検討することが必要だろう。アンドロポフ体制下のソ連における経済改革を推進するグループが、経済管理制度の改革の必要性にかんする報告（「秘密報告」）\*をまとめた。そこでは、マルクスの図式にしたがって、ソ連の生産関係は生産力の発展に比して遅れており、その矛盾がソ連経済社会の問題を惹き起こしていると指摘している。つまり、社会主義社会もまた、経済的土台と上部構造の矛盾に遭遇し、新たな社会的枠組を必要とするというものである。しかし、「秘密報告」では「社会的上部構造」という用語を使うことなく、「生産関係」という用語法に限定している。社会的上部構造と指摘すればソ連社会そのものの矛盾ということになるからだろう。もっとも、マルクスの理論に従えば、社会主義社会の矛盾は、生産関係の意識的な変革によって解決され、それによって共産主義社会へと発展させる原動力になるはずのものであった。ところが、その理論予想とは反対に、ソ連社会が発展的に解消するのではなく、壊死して縮小・消滅した。矛盾の結末は異なったが、「経済的土台と社会的上部構造」の矛盾によってソ連社会が消滅したのは、「20世紀の歴史のパラドックス」（拙著 180 頁参照）とでも言える現象である。

\* 「ソ連経済社会－活性化の条件」、『エコノミスト』1983年9月13日号所収。

それにしても、共産主義社会へと止揚されるはず矛盾が、結果的に「資本主義社会への回帰」に見える現象をもたらしていることを、どのように理解できるのだろうか。この現象をマルクスの「生産力と生産関係」論あるいは「経済的土台と社会的上部構造」論で分析できるのか、できないのか。あるいは、もはやそのような分析視点は意味がなくなったのか。それならば、どのような分析視点があるのか。残念ながら、このような諸問題について、問題提起する人すらいなくなった。現存した社会が消滅したとしても、そのような理論課題が消滅するわけではない。生産力の発展がもはやマルクスの予想を越えた水準にあり、すでに生産関係という範疇で社会関係が捉えきれなくなっていると見ることもできる。

これまで展開した我々の理論的立場によれば、もはや「資本主義経済」とか「社会主義経済」というような単純な二分法による表象的理解ではなく、それぞれの経済システムの根幹をなす基底的经济行動を分析することで、表象的に見える現象から、本質的な歴史動向を見ることができ。これが我々の立場である。そのようなより根源的な理解から再出発してのみ、現代の経済社会を発展と歴史的動向を解明できないはずである。

そのことは現存した社会主義社会の性格を理解すれば、明白である。筆者は『ハンガリー経済改革史』（日本評論社、1990年）において、20世紀に現存した社会主義社会は「戦時社会主義」を超える存在でなかったと規定している。現存した「社会主義社会」は「戦時社会」から出発し、その特性を固定化することで成立していた。まさに全社会的規模で「配分」を基礎とする経済社会であった。社会主義のイデオロギーから分析するのではなく、この現実存在の基本的な性格から、現存した社会主義経済社会の基本的性格を分析し、理解し直すことが不可欠である。他方、少なくとも20世紀後半に現存した「資本主義社会」は交換（市場）原理の作用を限定し制約している社会である。どのように交換原理を制限し、どのような配分原理を利用しているのか。その分析なしに、現存の「資本主義社会経済」を分析し理解することはできない。このように考えると、交換と配分という座標軸に立脚して、現代の経済社会を分析することが可能になる。

さらに付言すれば、マルクスの社会理論には、20世紀の社会主義崩壊を解明できない分析手法上の問題がある。マルクスの理論は、古い社会が消滅し、そこから新たな社会が生成される論理を示すものであり、この理解は「アポトーシス」理論のように細胞の能動的な自死と生成の「能動的な発展理論」である。我々のアナロジーで言えば、土台と上部構造の矛盾にもとづくマルクスの社会理論は、「アポトーシス」型理論だと言える。

そこで問題は、たとえばソ連社会の崩壊によるロシア社会の再生は、このような能動的な理論で理解できるか否かということになる。確かに、ソ連社会には生産を社会的に制御し、発展させる社会機構が存立し得なかったという意味で、マルクスの矛盾理論による説明が可能である。他方、ソ連の歴史的崩壊過程が内部に新しい社会の担い手を育成していたとは言えない。つまり、新しい社会を担うべき社会層が、ソ連社会内部に生まれる余地がなかった。だから、発展の可能性は閉ざされ、自壊する他なかったのである。

細胞生物学が明らかにしているように、細胞の死には能動的な死もあれば、受動的な死もある。マルクス理論には、この受動的な死、つまり「社会のネクローシス」理論が欠けている。明らかに、マルクスの理論はこのような自壊現象を捉える理論ではない。あくまで能動的な発展理論、細胞生物学でいう「アポトーシス理論」なのである。その意味で、マルクスの社会理論は、社会の「ネクローシス」現象を捉える分析用具を備えておらず、20世紀社会主義社会崩壊の論理を解明することができないと考える。

### III. 体制転換の政策的可能性

#### 1. 原理転換の非対象性

これまで展開した論理にもとづけば、経済システムを市場原理にもとづくメカニズムに変えるとは、つぎのことを意味する。

一つは生産における主たる原理を、「分配」から「交換」の原理に転換することであり、二つはそうした生産における原理の転換に伴い所得発生における主たる原理において、「交換」原理を強めることである。ここで「強める」というのは、現代社会では所得発生原理を交換原理に根本的に変える社会意思が存在しないからである。あくまで、交換原理を強めるということではしかない。したがって、この二つ分野の原理は相互に関連しているが相対的に独立しており、必ずしも生産における原理の変更が所得発生における原理を大幅に変更するわけではない。つまり、生産では原理の転換がおこなわれ、所得発生では交換原理が強化されるのである。明らかに、体制転換による原理の転換は、生産と所得分配の二つの分野で非対象的に展開される。これが現在の体制転換の特質である。

生産を「交換」原理に転換することは、社会の構成員に自由な経済活動を容認することであり、国家が独占してきた生産分野を社会の構成員に開放することである。生産における「交換」原理の貫徹にとともに、所得発生における「交換」原理も付随していくが、国家が所得の強い再分配を維持する場合に、生産分野と所得発生分野の原理に乖離が生まれる。

たとえば、今日、中欧諸国の生産分野の一部を除き、ほとんどが民営化されてしまっている。その意味で、これらの諸国の生産は「交換」原理にもとづく市場経済化が達成していると言える。他方で、所得の発生を見ると、表2のように、4割程度の再分配率を維持している。つまり、生産分野の90%以上はすでに交換原理が作用しているが、所得発生分野では依然として再分配原理が強く作用している。そこに矛盾はないか。

統計数値を一見すると、生産原理の転換に従い、再分配率も低下し、所得発生における「交換」原理が次第に貫徹しつつあるように見える。確かに再分配率は低下傾向にある。集計的なマクロ統計では再分配される所得の割合は40%を下回る水準になっており、EU並みの水準に

到達したように見える。しかし、これはあくまでマクロの集計で見た数値であり、中欧諸国の実態を正確に表現していない。

一般に、体制転換途上にある諸国の場合、付加価値生産水準は低いから個人所得税や法人税の割合が相対的に低く、間接税、とくに消費付加価値税や社会保険負担の割合が大きくなっている。実はこの構造が個人消費市場の発展を抑制するメカニズムになっている。

中欧の体制転換諸国では、ミクロの個人所得で見た所得税および社会保険負担のレベルが非常に高い。たとえば、ハンガリーの場合、月収 5 万 Ft (25,000 円) の最低賃金にも 20% の所得税がかかり、これに加えて 12.5% の社会保険負担がかかる。最低でもこれだけの控除が自動的におこなわれる。また、月収 10 万 Ft (50,000 円) に到達すると、それを超える所得には最高税率が適用される。つまり、最低税率と最高税率との間に、中間所得ゾーンがないに等しい。筆者の試算 (円換算) によれば、月収 10 万円の場合、会社の労働経費は総額で 13.2 万になり、他方で個人が処分できる所得は諸税 (付加価値税を含む) および社会保険負担を差し引いて、4 万 8 千円になる。月収の 51% が国庫に入る。会社支払総額から見ると、13 万 2 千円のうち、個人が消費できる 4 万 8 千円を除く 8 万 4 千円が、国庫への納入部分になる。

表 2 租税構造と再分配率 (対 GDP 比率、%、2000 年)

	A. 直接税 /GDP	B. 間接税 /GDP	C. 社会保険負担 /GDP	再分配率 A+B+C /GDP
ハンガリー	9.5	18.1	11.5	39.1
ポーランド	10.2	13.9	10.0	34.1
チェコ	8.9	13.2	17.3	39.4
中欧平均	10.9	15.1	12.9	37.5
スウェーデン	23.4	15.6	15.2	54.2
オーストリア	12.4	16.4	14.9	43.7
ドイツ	11.4	11.7	14.8	37.9
スペイン	9.8	13.3	12.1	35.2
ポルトガル	10.3	15.4	8.8	34.5
ギリシア	10.5	15.9	11.4	37.8
EU15 ヶ国 平均	14.9	14.4	15.2	41.6
米 国	15.1	7.6	6.9	29.6
日 本	9.2	8.0	9.9	27.1

(出所) OECD, *Revenue Statistics 1965-2001*, Paris, 2002 より作成。

表 3 中欧諸国の各種税率 (1999 年、%)

	ハンガリー	ポーランド	チェコ
標準付加価値税率	25	22	22
法人税率	18	34	35
個人所得税の最高税率	42	40	40

表 4 賃金粗額にたいする公課の割合

	賃金粗額にたいする比率 (%)	統計年
スロバキア	50.0	2001年
ハンガリー	48.5	2000年
チェコ	47.5	2000年
スロベニア	38.1	2000年
ポーランド	35.1	2000年
エストニア	33.0	2000年
CEE 平均	42.7	2000-01年
EU 平均	23.5	1997-98年

(出所) The World Bank, *Transition*, July-August-September, 2002, p.8.

中欧諸国の個人所得にかかる税負担および社会保険負担は北欧諸国並である。ポーランドは個人の可処分所得の割合を高くする政策をとっているが、ハンガリーとチェコではマクロ数値では見えない個人消費抑制のメカニズムが作用しており、マクロ数値とミクロ数値の乖離現象が観察される。そして、これが体制転換諸国の一般的な現象になっている。

「生産の交換化」は西欧でも 1980 年代から急ピッチに展開された政策であるが、「所得の交換化」(交換原理の強化)は政策視野に入っていない。これがヨーロッパ経済社会の特徴である。我々の分析用語で言えば、生産における原理転換と所得分配における原理変更の非対称性現象である。とすると、問題はヨーロッパの体制転換諸国がとるべき道は何か。そこに戦略的な政策課題があるはずである。

現在までのところ、多くの体制転換諸国では、生産における「交換」原理への転換が、必ずしも所得発生における「交換」原理の強化をもたらしておらず、かなり強い再分配政策が維持されている。そして、それには理由がある。体制転換途上における税収確保による国家財政の安定化、生産に裏打ちされない消費支出の拡大による輸入増加やインフレの抑制というマクロ安定化の政策が前提にあるからである。他方、強い再分配政策の維持は消費市場の拡大の抑制となっており、市場の内包的かつ外延的な発展を強く制限する結果をもたらしている。別現すれば、この二つの製作には「生産と分配における原理的矛盾」がある。強い再分配政策の維持が国内市場のダイナミックな発展を制限していると言える。これは「体制転換のジレンマ」とでも呼べる現象である。つまり、市場経済の発展には所得発生の交換原理化が不可欠であるが、体制転換途上における国家財政の安定化確保との間に、大きなジレンマが存在する。

ヨーロッパの体制転換諸国が目指すべきは何か。明らかに、「過渡期」においては市場の内包的かつ外延的な発展を重視する政策が必要だろう。そのためには、マクロ政策で言えば、長期的に再分配率を 30% 前後まで下げていく政策努力を持続することが必要である。市場発展の弊害的要因が顕著になるまで、この政策を維持し、それ以後に再び、ヨーロッパ的水準に回帰する経路が考えられる。こうした政策なしに、EU 諸国の平均的な所得水準に接近していくことは難しいだろう。つまり、体制転換にある中欧諸国には、「再分配率のターンパイク経路」があるはずである。

## 2. 「民営化」の検証

privatization とは、我々の論理に従えば、生産の原理を「配分」から「交換」に転換することである。別言すれば、自立した経済主体の交換原理にもとづく経済行為に、生産を委ねることである。この本質の理解が一致していれば、これを「民営化」と称するか、「私有化」と称するかは命名上の問題にすぎない。拙著(246頁)でも指摘したように、筆者は一貫して「民営化」という用法を採用している。「私有化」は「個人所有化」という意味合いが強く、小規

模店舗の民営化や元の所有者に返還するような場合には良いとしても、大企業のそれは個人所有化されるわけではないから、「民営化」という表現がより適切と考える。もっとも、ロシアのように外人投資家を排除し、特定の個人が巨大企業の所有権を取得するようなケースは、「私有化」というより、国家資産の「私物化」(personalization)ないしは「略奪」(theft, grab)という表現が適切であろう。

民営化はまずもって所有の転換である。所有の転換は法的関係の転換であって、それで民営化の目的が達成されるわけではない。つまり、所有関係の転換は必要条件であるが、それで自動的に生産原理の転換が実現されるわけではない。所有関係の転換で民営化の目的は終わらない。この点の理解はこれまでの体制転換諸国の民営化を分析する上できわめて重要である。

たとえば、チェコが1993-94年にかけて実行した「クーポン民営化」は確かに国営企業の所有関係を転換するものであったが、それだけで生産の交換化(市場的關係の創出)が達成されるわけではなかった。ところが、当時のクラウス首相はクーポン民営化の「成功」で、チェコの体制転換は終了したと宣言し、かつ多くの諸国がチェコの民営化方式を「成功例」として模倣することになった。しかし、チェコの民営化のみならず、これに倣った諸国のクーポン民営化で約束されたものが幻想であったことは、すでに歴史が証明している。筆者は1994年の段階で、クーポン民営化は「モノポリーゲーム」にすぎず、「擬似民営化」であると指摘している(拙著253頁)が、国際機関のエコノミストがこの問題を批判的に考察しだしたのは1998年のロシア危機以降である。

拙著で繰り返し強調したが、国営企業の所有転換は民営化の第一歩にすぎない。所有転換された企業が交換原理によって機能するとは、その企業が市場的關係におかれ、かつ市場的關係の中で存続できることを意味する。市場的關係は民営化される企業にとって与件であるが、他方、市場的關係の中で存続していくためには、資本、技術、経営の三つの要素を一定の水準で保持していることが必要である。逆に言えば、この三要素が備わっていれば、国営企業でも交換原理にもとづいて機能することが可能であり、交換原理にもとづく企業経営の十分条件である。国内の市場的關係条件がなくても、体外的な市場的關係のなかで交換原理にもとづく経営を遂行することが可能になるからである。しかし、資本、技術、経営の三要素を備えていない企業は、市場的關係のありなしにかかわらず、国営であれ民営であれ、企業として存続していくことはできない。

一般に、旧社会主義国では最初から市場的關係は前提条件として存在しない。さらに、市場的關係は一朝一夕に創出されるものではなく、長期に渡る市場(交換)行為の積み重ねによって形成される。なぜなら、それはたんなる市場的法制の構築ではないからである。市場的な法的制度は構築できても、市場行為を人為的に構築することはできない。市場環境の問題は、法的枠組みを超える歴史的時間の問題である。さらに、資本、技術、経営の三要素を備え、対外市場でも存続していける国営企業はほとんどない。かろうじて存続可能な企業は国内市場への独占的な供給をおこなっているエネルギー産業や公共サービス供給企業のような大規模企業であるが、その多くも設備の老朽化によって、大規模な投資なしには長期の存続が難しい。この場合には、ハンガリーのような丸ごと外資に売却するか、あるいは一定の国家所有を保持しながら、戦略的な投資家を入れることで、企業の再生(交換原理での生き残り)が図られる。

表5 銀行セクターに占める外資の割合（総資産額ベース）

	1999	2001
Estonia	62%	97%
Latvia	66	97
Czech Republic	48	93
Croatia	31	89
Albania	63	87*
Slovakia	-	83
Lithuania	45	81
Bulgaria	47	75
Poland	56	69
Hungary	65	62
Macedonia	12	53
Slovenia	11	16

Note: June 2002

Source: Evan Kraft, *Foreign Banks in Croatia: Another Look*, paper presented to the Zagreb Seminar of "A New Dialogue between Central Europe and Japan, 2002".

チェコのクーポン民営化において失敗した典型例は銀行セクターである。国家所有率を過半以下に押えたという意味で、主要な商業銀行は「民営化」されたというのが当時の説明であった。しかし、「クーポン民営化された銀行」は「クーポン民営化された企業」に野放図な融資を継続し、不良債権の累積が進行し、二進も三進も行かない状態になった。交換原理にもとづく企業行動への転換がなされなかった。銀行業における基本的な経営課題である「銀行資産のリスク管理」\*ができないという問題が解決されないまま、所有形態の変更が行われただけだった。銀行マネジメントの基本が習得されていなかったし、それを学ぶことができない「民営化」だった。クーポン=株式の運用をおこなう投資ファンドも、その主要なものは「クーポン民営化」された商業銀行が出資したものだ。つまり、全体のシステムはまさに堂々巡りの「モノポリーゲーム」だった。ここから、インサイダー取引の慣行が経済行動の深部に組み込まれてしまった。

\* このことを実証する驚くべき事件がある。チェコ最大手のコメルチニ銀行は、得体の知れないウィーン所在の資本金 50 万シリングの一人商社（BLC 社）に、1 億ドルのクレジットラインを設定した（1996 年）。1997 年にはこれが 1 億 5 千万ドルに引き上げられ、1998 年には 2 億ドルに引き上げられた。それがすべて不良債権化したのは言うまでもない。先進国の慣行では考えられない「リスク管理」である。もちろん、いくら管理意識が低いといっても、政権中枢の政治的なサポートなしこれだけのクレジットラインが設定されることはありえない。体制転換がもっとも進んでいる中欧のチェコにおいてすら、1997 年段階でもなお、国営銀行の政治的利用と、擬似民営化された銀行のリスク管理はこのような水準だった。BCL 社の所有者はイスラエルの諜報機関との関係が噂されている人物である。2002 年夏に発覚したジャーナリスト暗殺未遂事件もまた、自らのスキャンダルを暴露されたチェコの旧諜報部員が企てたものだ。当該ジャーナリストは腐敗の別の暴露記事でゼマン前首相からも告訴されていた。

ハンガリーでも、ポシュタバンクが累積損失 1500 億フォリントを抱えていた事実が隠蔽され、1998 年の政権交代で、当時の頭取が追放された。ハンガリーでは政治家、実業家がこの銀行を食い物にしていた。しかし、このポシュタバンク事件では経営陣は誰一人として告訴の対象にならなかった。逆に監査を担当していた歴代会計事務所が政府から 1500 億フォリントの損害賠償を請求される事態になった。

チェコ政府は 1998 年から、「クーポン民営化」されたはずの大手商業銀行を「再民営化」する方向に転換した。民営化したはずのものが、民営化されていなかったということだ。銀行やエネルギーセクターなどの基軸産業部門には外国資本を入れないという「クラウスの原理」が崩れた。外国の戦略的投資家に売却することで、銀行セクターの崩壊を防ぐ道をとった。



多かれ少なかれ、ほとんどの体制転換諸国の銀行セクターで、2000年を前後して、外資系銀行の資産保有率が異常に高くなっているのは、このような理由による（スロベニアだけは外資の流入を制限している）。最初は国内資本で「民営化」を試みたが、不良債権が累積したために、どうしようもなくなり、最後には外資に丸ごと売却（丸投げ売却）することで、銀行セクター崩壊を防いだのである。

旧体制では投資資金を配分するだけよかった銀行が、体制転換によって「リスクを管理する」という新しい機能を遂行することになったが、それを実行する知識も経験もなかった。つまり、銀行業の経営を知らない銀行が、ただ持ち主の構造を変えただけだったのだ。そのような銀行経営が早晚行き詰まることは目に見えていた。逆に、ハンガリーやポーランドのように、体制転換の初期に外資への銀行売却を優先しつつ、有力国内資本銀行を育成した諸国では、现阶段の外資保有率が相対的に低くなっている。1990年代前半期にチェコの手銀行を訪問する度に、チェコはハンガリーのように国民資産を外国に売却するような手法はとらないと聞かされたが、そこから5-6年を経過して事態はまったく逆転してしまった。

1990年代はあらゆる体制転換諸国で「民営化」が実行された。これほど大規模な民営化は、歴史上未曾有の出来事である。この10年の民営化の歴史から、体制転換諸国における「民営化」を検証し再考することは不可欠な課題である。

### 3. クーポン民営化の陥穽

1990年代の初め、多くの国際機関のエコノミストがチェコの「急進民営化」を賞賛し、「漸次的改革」路線をとるハンガリーを批判したことは記録されるべきだ。しかし、現在の評価によれば、1980年代から活発化した西欧の民営化が概ね成功しているのにたいし、「移行経済」の民営化は成功していないという\*。民営化が想定した効果は現れなかったというのである。証券投資と同じで、国際機関のエコノミストは短期分析で勝負しているから、国際機関の分析は中・長期の展望に耐えない。

\* John Nellis, *Time to Rethink Privatization in Transition Economies?*, Discussion Paper Number 38, IFC (International Finance Corporation), 1999.

そもそも市場経済が成熟している諸国と市場経済環境のない体制転換諸国では、民営化の手法も効果も違うことは最初から明らかなことである。歴史的与件を無視したスキームが成果を生みようがないのは、自明の理である。

まず、市場的環境が不在であるから、いわゆる市場的手法は採りようがなかった。IPOやM&Aなどは成熟した市場経済国のみが採りうる手法である。その点で、西欧の民営化と体制転換諸国の民営化の手法の違いは際立っている。表6に見られるように、ハンガリーを除くほとんどの体制転換諸国で採用された民営化方式は、「クーポン（ヴァウチャー）民営化」であった。この事実はどのように説明できるだろうか。

一言で言えば、民営化をファイナンスするまとまった資金が国内に存在しないことに尽きる。体制転換諸国の民営化は、一定以上の規模の企業を買い取れる民間の投資家（個人や機関投資家）が存在しないという初期的条件から出発した。したがって、外国の投資家を呼び込むか、あるいは企業資産を細かく分割して多数の国内投資家を呼び込むかの二つの方法しか存在しない。もちろん、あれかこれかの二者択一の選択ではなく、混合手法が採用されるが、どの手法が支配的だったかで、当該国の民営化手法を特徴づけることができる。

体制転換初期に相対的に規模の大きい外国企業による直接投資を受けたハンガリーは、資本を外国から調達することで民営化を進めた。対外累積債務を抱えていたハンガリーには、国内から資本を調達する道は限られていた。外資への売却路線をとったハンガリーは、対中・東欧直接投資の初期ブームを呼び込んだことで、クーポン民営化手法を採用する必要がなかった。

これにたいして、チェコの場合は対外債務が小さく国内資本を利用することができ、かつ外資への警戒が強かったので、外資を排除したクーポン民営化が実行された。他のクーポン民営化国と違い、チェコの場合には国内資本を動員できるという条件があった。

これら二つの事例は、双方とも、西欧で採用された民営化手法とは異なるが、体制転換諸国では資本市場が発達していないばかりか、資本力がないから、民営化に際して採用できる手法が限られていた。

ハンガリーとチェコの民営化は、体制転換諸国の民営化のモデル・ケースになった。ハンガリーのそれは外資導入のモデルとして、チェコのそれは「クーポン民営化」のモデルとして、以後の体制転換諸国の民営化手法のモデルケースになった。しかし、外資導入は自国の都合ではなく、外人投資家の都合で決定されるから、外資の流入が見込めない諸国では、初めからハンガリー・モデルは参考にならなかった。残された選択肢は一つだった。

表6 クーポン(ヴァウチャー)民営化の導入状況

Country	Year voucher distribution began	All shares issued in waves or continuously?	Are vouchers bearer, tradable or non-tradable?	Is investment in funds allowed, encouraged or compulsory?
Albania	1995	Continuously	Bearer	Encouraged <sup>1</sup>
Armenia	1994	Continuously	Bearer	Allowed <sup>2</sup>
Bulgaria	1995	Waves	Non-tradable	Encouraged
Czech Rep.	1992	Waves	Non-tradable	Encouraged
Estonia	1993	Continuously	Tradable <sup>4</sup>	Allowed <sup>5</sup>
Georgia	1995	Continuously	Tradable	Allowed <sup>2</sup>
Kazakhstan	1994	Waves	Non-tradable	Compulsory
Kyrgyzstan	1994	Continuously	Bearer	Allowed <sup>6</sup>
Latvia	1994	Continuously	Tradable	Allowed <sup>5</sup>
Lithuania	1993	Continuously	Non-tradable	Allowed <sup>5</sup>
Moldova	1994	Waves <sup>7</sup>	Non-tradable	Encouraged
Poland	1995	Waves	Tradable	Compulsory
Romania <sup>8</sup>	1992	Continuously	Bearer	Compulsory <sup>9</sup>
Romania	1995	Waves	Nontreadable <sup>10</sup>	Allowed
Russia	1992	Continuously	Bearer	Encouraged
Slovakia	1992	Waves	Non-tradable	Encouraged
Slovenia	1994	Continuously	Non-tradable	Allowed
Ukraine	1995	Continuously	Non-tradable	Allowed

**Note:**

<sup>1</sup> By July 1996 only one or two funds had applied to receive vouchers.

<sup>2</sup> Although a legal entitlement exists to invest vouchers in funds, in practice this option was limited.

<sup>3</sup> The results of the first voucher auction were cancelled in March 1995, and fund licenses were suspended from then until August 1996.

<sup>4</sup> Vouchers were nontradable at the outset of the programme, but cash trading was legalised in the spring of 1994.

<sup>5</sup> Citizens could also exchange vouchers for other things such as apartments or land.

<sup>6</sup> Citizens could invest their vouchers in housing as well as here. They can sell their vouchers to funds, but no formal mechanism exists for them to subscribe to funds.

<sup>7</sup> Although the design of the Moldavian program was based on the offer of companies in waves, the waves were small in the early stages, and thus had many of the characteristics of a continuous issue.

<sup>8</sup> In 1991 Romania introduced a scheme based on the distribution of certificates of ownership in five private ownership funds. In 1995 a supplementary mass privatisation programme was introduced involving the distribution of coupons that could be exchanged for company shares or fund shares, after which the funds are to be transformed into financial investment companies.

<sup>9</sup> Under certain circumstances certificates of ownership in funds could be exchanged for company shares.

<sup>10</sup> Certificates of Ownership were bearers, coupons were registered and nontradable.

**Source:** Saul Estrin, "Some Reflections on Privatisation in Belarus", Economic Trends Quarterly Issue *Belarus*, July-September 1999.

国内資本が貧しく、かつ外資の流入が期待できないほとんどの転換諸国では、経営者あるいは従業員によるパイアウトか、あるいはクーポン配布による民営化の道しか残されていなかった。最初から、市場関係が未発達で、交換原理が貫徹するという環境や条件が欠如している状況の中で、とにかく所有関係の変更をおこなうというのが、これら諸国の民営化であった。したがって、この民営化が成果をもたらす条件は最初から存在しなかったと言うべきだろう。

国際機関は、「とにかく民営化することに意味がある」、つまり国家の手から可及的速やかに所有権を移転することが、市場経済関係の育成にとって不可欠であると判断した。その政策ラインに従って、クーポン民営化のアドバイザーとして、西欧の各種コンサルタント会社が、国際機関の仲介を受けながら、クーポン民営化のスキームを作成したのである。\*

\* 投資ファンドが運用するヴァウチャー民営化の基本的な問題点については、次の文献が簡潔かつ明瞭である。David Ellerman, *Voucher Privatization with Investment Funds: An Institutional Analysis*, Working Paper 1924, World Bank, 1998. この文献では、チェコ型であろうと、ポーランド型であろうと、株式運用を任されたファンドには、企業をリストラするインセンティブも経験もないことを論証している。つまり、株主による企業経営への関与は、専門的なファンド会社を通して実行できないことを教えている。そのことは旧社会主義国のファンドだけでなく、欧米のファンドについても言えるという。

これまでの分析から明らかなように、交換原理の貫徹は長期の歴史的過程である。所有関係の変更によって、自動的に交換原理が貫徹しだすということはありません。いわば市場の関係が未発達のまま、とりあえず国营企業の民営化が始まった。国際機関のエコノミストはクーポン民営化の「失敗」を市場の制度的枠組みの欠如に求めるが、枠組みだけが問題なのではない。何よりも、市場関係の外延的かつ内包的な拡大は、長期にわたる「交換」行為の積み重ねと、社会的学習を通してしか実現できないという歴史的な社会条件に限界付けられているのである。

交換行為の積み重ねと学習の時間を短縮することができるのであれば、それは外資の導入による経営、技術、資本の導入なのである。その場合でも、個別企業の誘致はその関連企業や業務での市場化学習の場と経験を提供するが、それが国内の市場関係の創出に自動的に波及することはない。とくにほとんどの外資は西欧への生産拠点として体制転換諸国の安価な労働力を使うことを第一義的な目的にしているので、市場関係は個別企業と親企業との関係にとどまる場合が多い。国内市場の開拓に向かわない限り、国内市場関係の形成における外資の効果はきわめて限定的なものにとどまる。

#### 4. 再分配率削減政策の含意

ここで、再度、話題を再分配率に戻そう。再分配率を下げるという政策は、予算機関や公共サービス供給の改革を必然化する。理論的に言えば、生産と分配の境界領域の変更を意味する。つまり、これまで所得再分配の一環として政府が供給してきた公共サービスを、民間の生産サービスとして切り離すことを意味する。実際問題から言えば、こうした民間サービスの分野の領域拡大の問題であると同時に、予算機関の効率化の問題である。

ほとんどの体制転換諸国で、省庁が生産企業を所有・管轄するというシステムはほぼ消滅したが、他方で旧来の公共サービスに携わる機関や組織は旧来のまま継続されている。たとえば、学校、病院、文化団体、地方公共サービス機関、警察ほか各種予算機関（省庁および出張所）の組織や機能は旧態依然のまま持続している。これらは生産企業のように単純に民営化すれば済む性格のものではないために、手付かずのまま放置されている。学校でも病院でもいわゆるマネジメント能力（組織掌握、組織改革や新規撤き直し事業）が欠如している状況は旧体制時代と変わらない。警察組織、税関組織、あるいは各省庁の組織や仕事場の有り様やモラルは、好転しているどころか、悪化すらしている。

明らかに、このような再分配組織の抜本的な改革は再分配率の削減と表裏一体をなす政策であり、体制転換諸国の戦略的な政策課題である。それはまた、体制転換の原理的な分析からも導き出すことができる。

政府が消費する所得も、民間が消費する所得も、消費支出という意味では同じだから、政府支出を民間支出に移しても効果は同じだと考えることもできる。確かに、当座の支出という意味では同じである。同じ所得を誰が消費しようが、消費効果は同じである。しかし、今問題になっているのは、「仮死した社会構成員の再生」である。官僚組織の中で、「仮死した人々」に配分される所得を「再生する（可能性のある）人々」に回すことによって、社会全体の付加価値生産性が上がる。これが再分配率削減と社会的再分配機関の改革による社会的効果である。

官僚組織を抜本的に改革することはかなりの余剰人員を削減することになる。そのことによって、一方で国家予算を削減することが可能になり、他方で新たな官僚組織を担う人々に新しい刺激を与えることになり、さらに官僚組織からはじき出された人々は民間分野で能力を活かすことで自らの「再生」が可能になる。この結果、社会全体として、社会的構成員の活動水準を高めることができる。これが再分配率の長期削減の社会的意味である。

こうした抜本的な改革を経由することなくして、旧社会主義国が先進諸国の経済活動水準に接近することはできないだろう。

## IV. 「過渡期」における社会的規範

### 1. 腐敗と社会的規範

IIの3で詳しく論じたように、社会主義社会崩壊の後の社会を構成する人々は、やはり旧体制を担った人々である。細胞が消滅するように人間が消滅するのではなく、消滅するのは社会関係である。新たな社会関係の中で、社会の構成員は新たな社会的役割と機能を担うことで蘇生・再生する。

もちろん、古い社会的機関の消滅によって古い機関を支えてきた人々はその役割を終える。それにしたがって、社会の指導層の交代も起きる。しかし、古い役割を終えることが必ずしも社会的指導層のラディカルな交代をもたらすことを意味しない。なぜなら、支配政党の解体は簡単だが、同じように国家組織や会社組織を解体できるわけではない。逆に、旧来の国家組織は、中期的にも旧来の役割と機能を徐々に変えながら存続する。国営企業も清算されるか売却されるまでは、旧来の関係を維持しながら存続する。そして、知恵のある政治家や官僚、あるいは経営者は、新しい社会体制にもとにおいて、指導的な役割を果たし続ける場合が多い。とくに、人的資源に乏しい諸国では、なおさらその傾向が強い。

体制転換がこのような人的継続性を伴った社会的プロセスである限り、旧体制の社会的規範も存続しながら、徐々にしか変容しないことになる。既述したように、多くの諸国では社会的混乱のなかで民营化が開始された。そのドサクサに紛れた国家資産の略奪が、体制転換の「過渡期」に普遍的に見られる。こうした初期過程の混乱の中で漁夫の利を占めたのは、共産党所有資産、国家所有資産、国営企業資産の存在と価値を熟知している一定の社会集団である。言うまでもなく、それは旧体制の社会的指導層を担ってきた一部の人々である。旧体制を担った人々が漁夫の利を占める構図は、ほとんど国で観察できる事実である。それら公共資産の私物化が、「社会主義」社会を「指導層」を担ってきた人々によって行われたという非倫理的な事実は特筆に値する。このことは、旧体制の社会規範それ自体の倫理性を問う問題である。

この10年の歴史が実証していることは、社会主義であれ自主管理であれ、それらのイデオロギーは理論として倫理的であっても、その現実存在は何ら倫理的な存在ではなかったという矛盾した事実である。イデオロギーとは似ても似つかない非文明的で偏頗な社会的規範が存在してきた。そして、それが「過渡期」にも受け継がれ、当然の結果として、腐敗現象を蔓延させ

ることになった。「コネ」や「公共資産の私物化」は「社会主義社会」でも普遍的に観察された現象であった。それにたいする社会的批判は許されなかった。つまり、「過渡期の非倫理性」は非常事態的な歴史過程に突如として現れた「異常現象」なのではなく、それは旧社会の規範の延長線上にある現象なのである。旧社会に「自主管理の倫理性」や「社会主義の倫理性」を求めることはできない。とすると、その非倫理的存在の必然性を再度、検証することが必要だろう。

「過渡期」に特徴的なことは、どの転換社会においても、「収賄」、「贈賄」、「インサイダー取引」、「公務員の副業」、「高級公務員による企業監査報酬取得」等々について、法的規定や倫理規範が制定されていなかったことだ。規定が作られても、厳格な実行はないがしろにされた。つまり、そのような社会的規範が受け入れられるほどには社会の文明度が低いということだ。旧社会では「当然」のごとく容認されてきた「非倫理的」慣行について、社会主義社会も「過渡期社会」も、きわめて甘かった。旧社会からの非倫理的な社会規範の継続という視点は、腐敗現象を分析する上で必要不可欠な環を構成する。\*

\* 次のレポートは、体制転換国でEU加盟候補国の腐敗現象を詳細に分析している。

Open Society Institute, *Monitoring the EU Accession Process: Corruption and Anti-corruption Policy*, 2002.

さらに重要なことは、旧社会における非文明的な社会規範は、たんに指導者（支配者）層にかかわるだけでなく、社会を構成するすべての人々にかかわるという点である。指導者層が私腹を肥やす行為をおこなっても、旧体制の住民にはそれに抗議することも告発することも許されなかった。そこから、住民の受動的で権力を恐れる行動様式が形成された。その住民の行動様式は、「過渡期」においても本質的に変化していない。腐敗にたいする一般市民の鈍い反応は、これを説明している。つまり、「過渡期」における腐敗現象はたんに社会の支配層の社会規範の問題だけでなく、住民における社会的規範の問題をも含む、全体社会の問題である。

このように、現代の体制転換社会における腐敗現象は歴史的必然性をもっている。したがって、それを解明することは社会科学の重要な課題である。しかし、腐敗発生メカニズムや必然性の解明、腐敗状況の分析をおこなった研究は多くない。「腐敗はどこにでもある」と軽視する研究者もいるが、それでは済まされない。体制転換に固有の腐敗現象があれば、それは体制転換分析の一部を構成することは明らかである。「過渡期」における腐敗の源泉は、国家資産の民営化に源泉をもつ。歴史的に例をみない規模の民営化が、歴史的に例を見ない短期間で実施されたのが、1990年代の体制転換諸国の民営化である。その過程で大規模な国家資産の略奪、横領、インサイダー取得、ロビー活動など各種の策略が実行され、歴史的にも例のない規模での資産の私物化が行われた。\*

\* さらに詳しい分析については、拙稿「体制転換におけるアンシャンレジームの継続と変容」を参照されたい。

ここで注意すべきは、国営企業の資産が略奪されただけではないことだ。体制転換後の国営企業の清算あるいは再生過程のなかで、国営銀行の融資機能が無規律に流用されたことに注意しなければならない。つまり、たんに国家資産が私物化されただけでない。知恵者は私物化した資産（会社）の運転資金や投資資金、私的借用であれば不動産投資や住宅建設などの資金の取得のために、国営銀行から借りれるだけ借りた。そして、銀行融資のかなりの部分が不良化し、回収不能になった。計画倒産は融資資金を私物化する典型的な手法である。それらの銀行は不良債権の予算処理をおこなった後に、外資に売却されるという運命を辿った。その結末が、不良債権を抱えた銀行の外国銀行への「丸投げ売却」であることは既に見た通りである。つまり、民営化された国家資産だけでなく、国営銀行の資金までも、略奪された。これが体制転換

の最初の10年に起きたことである。国営銀行の不良債権は予算で処理されるから、いわばストックとフローの双方の略奪が進行した10年だった。

このように、1990年代の体制転換諸国における腐敗現象は、体制転換に必然的に随伴する現象である。したがって、社会学者はその源泉、構造と結果を分析し、記録する義務を負う。

## 2. 腐敗が生む新富裕層

体制転換が始まってから、各国では巨額の富を手中にする人々が出現した。新しい富裕層は一括して新興企業家・起業家と称され、市場経済ひいては「資本主義経済」の新たな担い手だと解説されてきた。他方、表面的な観察に終始している研究者は、このような富者と富から見放された貧者の格差を生み出すのが市場経済の導入の所為だと「分析」している。

しかし、実体はそれほど単純ではない。少なくとも1990年代に巨額の富を築いた人々の中で、自らの才覚と商才で事業に成功して富を築いた人はほんの一握りの集団である。ほとんどが「民営化」された巨額の資産の分配に与った者である。インサイダー取引、事実上の横領、民営化組織との談合、外資のロビー活動など、様々なチャネルを通して、国家資産の私物化が図られた。その結果、途方もない巨額の資産が少数者の手に渡った。つまり、市場経済の導入と発展によって貧富の格差が拡大したのではなく、国家資産の略奪によって富者と貧者の格差が生まれたのである。

もちろん、初期の資産分捕り合戦を別とすれば、「クーポン民営化」におけるファンド（投資ファンド、ミューチュアル・ファンド）の運用・経営を通して、巨額の資金を得た者も多い。二束三文のクーポンを買い占めたり、二束三文で不動産を取得することで、「クーポン民営化」の利益を独占できた。これなどは「金融取引」で富を所得したことは事実だが、彼等を「市場経済の担い手」と呼べるだろうか。

さらに、そのような人々は国営銀行を徹底的に利用することも忘れなかった。国営銀行が野放図な融資を繰り返し、不良債権で二進も三進も行かなくなれば、最終的に国家予算で処理される。不明瞭な民営化と、不明瞭な融資関係を通して、事実上、国家の資産と資金が「略奪」＝「贈与」された。これが新富裕層の資産の源泉を構成している。

幸いにと言うべきか、銀行セクターの外資への「丸投げ売却」によって、少なくとも銀行セクターを食い物にする構造が多くの諸国で解消されつつある。そして、国営銀行が民営化された後は、次第に国家予算に群がる構造ができつつある。つまり、国家資産の横領が、先進国並みの構造に移行しつつある、つまり「腐敗源泉の移行」が体制転換10年を経た現状である。

1990年代の新しい富裕層の資産蓄積の主要な源泉は、第一に民営化資産であり、第二に国営銀行の資産、そして第三が国家予算であることが分かる。これらの資産蓄積は新しい経済社会生成のための「資本の原始的蓄積」と規定できようか。とすれば、研究者が解明すべき課題は何か。このような資産の蓄積を資本の原始的蓄積として記述するだけに留めるのか、それともそれらの資産がどのように形成されたかを歴史の記録として留めておくのか。\*

\* この点は学術教育・研究機関の研究者が一番弱いところでもある。巨額の資産や資金がどのように動くかについて、知識や経験もないし、これらの取引の仕組みやトリックを暴露した書物や論文も少ない。このような事情から、ほとんどの学術研究機関に場をおく研究者の論文では、民営化の仕組みを説明しても、国家資産の横領や略奪の重要なプロセスをほとんど解明しないまま放置される。これは明らかに片手落ちと言わざを得ない。各国ごとの「原始的蓄積」のメカニズムについては、拙稿「体制転換におけるアンシチャンレジームの継続と変容」を参照されたい。

IT (International Transparency) は毎年、世界各国の腐敗度をランキングしたリストを公表している。表7にみられるごとく、体制転換途上にある諸国は、軒並みランキングの下位に位置

表7 国際腐敗感応指数ランキング(2002年)

Rank	Country	CPI 2002 score	Surveys used	Standard deviation	High-low Range
1	Finland	9.7	8	0.4	8.9 - 10.0
2	Denmark	9.5	8	0.3	8.9 - 9.9
16	USA	7.7	12	0.8	5.5 - 8.7
20	Japan	7.1	12	0.9	5.5 - 7.9
	Spain	7.1	10	1.0	5.2 - 8.9
25	Portugal	6.3	9	1.0	5.5 - 8.0
27	<b>Slovenia</b>	<b>6.0</b>	<b>9</b>	<b>1.4</b>	<b>4.7 - 8.9</b>
29	<b>Estonia</b>	<b>5.6</b>	<b>8</b>	<b>0.6</b>	<b>5.2 - 6.6</b>
	Taiwan	5.6	12	0.8	3.9 - 6.6
31	Italy	5.2	11	1.1	3.4 - 7.2
33	<b>Hungary</b>	<b>4.9</b>	<b>11</b>	<b>0.5</b>	<b>4.0 - 5.6</b>
	Malaysia	4.9	11	0.6	3.6 - 5.7
36	<b>Belarus</b>	<b>4.8</b>	<b>3</b>	<b>1.3</b>	<b>3.3 - 5.8</b>
	<b>Lithuania</b>	<b>4.8</b>	<b>7</b>	<b>1.9</b>	<b>3.4 - 7.6</b>
	Tunisia	4.8	5	0.8	3.6 - 5.6
44	Greece	4.2	8	0.7	3.7 - 5.5
45	Brazil	4.0	10	0.4	3.4 - 4.8
	<b>Bulgaria</b>	<b>4.0</b>	<b>7</b>	<b>0.9</b>	<b>3.3 - 5.7</b>
	Peru	4.0	7	0.6	3.2 - 5.0
	<b>Poland</b>	<b>4.0</b>	<b>11</b>	<b>1.1</b>	<b>2.6 - 5.5</b>
51	<b>Croatia</b>	<b>3.8</b>	<b>4</b>	<b>0.2</b>	<b>3.6 - 4.0</b>
52	<b>Czech Republic</b>	<b>3.7</b>	<b>10</b>	<b>0.8</b>	<b>2.6 - 5.5</b>
	<b>Latvia</b>	<b>3.7</b>	<b>4</b>	<b>0.2</b>	<b>3.5 - 3.9</b>
	Morocco	3.7	4	1.8	1.7 - 5.5
	<b>Slovak Republic</b>	<b>3.7</b>	<b>8</b>	<b>0.6</b>	<b>3.0 - 4.6</b>
57	Colombia	3.6	10	0.7	2.6 - 4.6
68	Malawi	2.9	4	0.9	2.0 - 4.0
	<b>Uzbekistan</b>	<b>2.9</b>	<b>4</b>	<b>1.0</b>	<b>2.0 - 4.1</b>
71	<b>Russia</b>	<b>2.7</b>	<b>12</b>	<b>1.0</b>	<b>1.5 - 5.0</b>
	Tanzania	2.7	4	0.7	2.0 - 3.4
	Zimbabwe	2.7	6	0.5	2.0 - 3.3
	<b>Romania</b>	<b>2.6</b>	<b>7</b>	<b>0.8</b>	<b>1.7 - 3.6</b>
77	Zambia	2.6	4	0.5	2.0 - 3.2
	<b>Albania</b>	<b>2.5</b>	<b>3</b>	<b>0.8</b>	<b>1.7 - 3.3</b>
81	Guatemala	2.5	6	0.6	1.7 - 3.5
	<b>Georgia</b>	<b>2.4</b>	<b>3</b>	<b>0.7</b>	<b>1.7 - 2.9</b>
	<b>Ukraine</b>	<b>2.4</b>	<b>6</b>	<b>0.7</b>	<b>1.7 - 3.8</b>
85	Vietnam	2.4	7	0.8	1.5 - 3.6
	<b>Kazakhstan</b>	<b>2.3</b>	<b>4</b>	<b>1.1</b>	<b>1.7 - 3.9</b>
	<b>Moldova</b>	<b>2.1</b>	<b>4</b>	<b>0.6</b>	<b>1.7 - 3.0</b>
93	Uganda	2.1	4	0.3	1.9 - 2.6
	<b>Azerbaijan</b>	<b>2.0</b>	<b>4</b>	<b>0.3</b>	<b>1.7 - 2.4</b>
101	Nigeria	1.6	6	0.6	0.9 - 2.5
102	Bangladesh	1.2	5	0.7	0.3 - 2.0

(出所) Transparency International, *Transparency International Corruption Perceptions Index 2002, 2002.*

している。それほど過去 10 年の腐敗現象がひどいということである。しかし、問われるべきは、これらの諸国が「社会主義」国であった事実である。「社会主義」国はそうに非倫理的な存在だったのだろうか。それとも、体制崩壊で、社会的倫理が崩壊した所為なのだろうか。前項に展開したように、旧体制そのものがきわめて非文明的で非倫理的な存在であったことの証左ではないだろうか。

とすると、現存社会主義の非倫理性という視点から、再度、20 世紀に存続してきた社会主義社会を分析する必要があるのではないだろうか。

### 3. 腐敗度を決める要因

この IT ランキングの各年の動向を追ってみると、残念ながら一部の諸国でわずかな改善は見られたが、ほとんどの諸国では変化が見られないか、逆に悪化している。とくにクーボン民営化の先陣を切ったチェコでは、腐敗度がさらに深化する傾向が見られる。これは別稿（「体制転換におけるアンシャンレジームの継続と変容」）で詳しく分析したように、クーボン民営化がもたらした「インサイダー取引の普遍化現象」と捉えることができる。インサイダー取引が組み込まれたチェコ経済社会の改革は容易でない。ハンガリー以東の諸国の現状については、指摘するまでもない。

表 7 のランキング表の体制転換諸国内部の順位にはそれなりの意味がある。文明度の高い国が上位にあり、文明度の低い国が下位になる。チェコのように文明度の高い国が下位に位置する、ベラルーシのような文明度の低い国が上位に位置するなどの例外はあるが、チェコの場合には前述したような特別な事情があり、他方ベラルーシには民営化できる資産がそれほどないという事情によって説明できる。

一般に、IT の腐敗ランキングは私物化可能な資産の規模と文明的後進性に比例する。それをまさに実証する事例がロシアにおける民営化=私物化である。2001 年の *Forbes* 誌の世界億万長者番付（500 位まで）には、8 名のロシア人が名を連ねている。その資産額は 11 億ドルから 24 億ドルにわたる。10 年前はゼロだったと考えて良いから、毎年平均で 1 億ドルから 2 億ドルの資産を蓄積した勘定になる。これだけの規模の資産蓄積は、チェコやハンガリーでは不可能である。

表 8 ロシアの億万長者（2001 年）

順位	氏名	年齢	資産額（億ドル）	主要な持ち株会社
194	ホドルコフスキー	38 歳	24 億ドル	Jukos
272	ポターニン	40	18	Sidanko, Norilsk
312	ボグダノフ	50	16	Surgutnetgaz
336	ヴィヤヒレヴ	66	15	Gazprom
363	アブラモヴィッチ	34	14	Sibneft
387	アレクペロフ	51	13	Lukoil
387	フリードマン	37	13	Alfa グループ
452	チェルノムイルジン	63	11	Gazprom

（注）ここに掲載されている資産額は表に出ている資産であり、隠された裏資産は含まれていない。実際の資産はこの 1.5 倍あるいは 2 倍あると考える間違ってはいないだろう。

（出所）*Forbes* の 2001 年世界ランキングより、筆者作成。

明らかに、ロシアの億万長者の資産の源泉は、天然ガス、石油、貴金属の国営企業である。それらの資産がどのようにして私物化されたか、そのストーリーには一冊の書物が必要になるで



あろうが、まさに体制転換における赤裸々な国家資産の略奪が、ロシアの「民営化」を特徴づけている。

たとえば、ロシア最大の天然ガス会社 Gazprom がヴァウチャー民営化された事例\*は、ロシアにおける巨大企業の民営化の典型例として記録しておくべきだろう。これら巨大企業のヴァウチャー民営化では、外人投資家を排除し、かつ既存の経営陣が株式のかなりの部分を取得するように仕組まれている。Gazprom 民営化のスキームでは、まず株式公開入札はシベリアの地方都市で開催され、多くの外野を外すことが画策された。また、経営陣は前もって、セカンダリー・マーケットでの株式売買を無効とし、経営が認めない株主登記を拒否する権利を有することを決めた。こうした条件を設定した後に、経営陣は First Voucher Investment Fund の所有者であるミハイル・カルシャンを通して、53万枚のヴァウチャーを経営陣のために購入する指示を出し、カルシャンは市場の2倍の価格で経営陣に売却した（ファンド会社はこうして儲ける）。

\* この叙述は、Paul Klebnikov, *Godfather of the Kremlin*, Harcourt, 2000. pp.130-135 によっている。

この民営化の初期段階で実施された Gazprom の民営化では、会社の資産価額が驚くほど低く評価されている。クレブニコフによれば、Gazprom の入札に応募したヴァウチャーの平均価格で資産評価をおこなうと、Gazprom 資産価額はわずか 2.5 億ドルにしかならない。ロシア危機前の 1997 年夏の時点でロシア株式市場での Gazprom の市場価額は 400 億ドルを超えているから、経営陣は実に市場価値の 160 分の 1 の価格で、Gazprom の 15% の株式を取得することに成功したことになる。チェルノムイルジン以下の経営陣の資産はこのようにして形成されたのである。国家資産私物化の典型例である。これを「役得」、あるいは「略奪」、それとも「インサイダー取引」と規定するか、いろいろな形容と規定は可能だが、経営陣の資産が正常な市場経済行為で蓄積形成されたものでないことは明白である。

表 9 ヴァウチャー民営化されたロシアの巨大企業の市場価額格差 単位 100 万ドル

	ヴァウチャー入札価格で見た 市場価額（1993-94 年）	ロシア株式市場価格で見た 市場価額（1997 年 8 月）
Gazprom（天然ガス）	250	40,483
United Energy Services（電力）	957	17,977
Lukoil（石油）	704	15,839
Rosetelecom（テレコム）	464	4,172
Yuganskneftegaz（石油）	80	1,656
Surgutneftegaz（石油）	79	6,607

（出所） Paul Klebnikov, *Godfather of the Kremlin*, Harcourt, 2000, p.135.

もう一つ悪名高いロシアの民営化手法は、1995 年に実施された「株式担保融資」のスキーム\*である。これは資金不足に悩むエネルギー関連の巨大企業に銀行が融資する代わりに、当該企業の株式を取得するというスキームである。事実上、株式と負債のスワップ取引である。先進国の記入市場のようなスワップ取引であれば正常な金融取引であるが、ロシアの場合はスワップ形式をとった巨大企業資産の略奪である。

\* この詳しいスキームは、クレブニコフ前掲書 197-211 頁を参照のこと。また、Joseph Blasi *et al.*, *Kremlin Capitalism: Privatizing the Russian Economy*, Cornell University Press は、1990 年代におけるロシアの民営化の検証記録として、貴重な文献である。

このスキームを準備したのは、ベレゾフスキー、ポターニン、ホドルコフスキーである。彼等は閣僚会議に出席しスキームの説明をおこない、チュヴァイスがこの会議を取り仕切り、ポターニンが提案し説明した「株式担保融資スキーム」を閣僚会議決定した（1995 年 3 月）。

1995年の秋から行われたこのスキームへの入札は、彼等三人組と敵対する「新興実業家」を徹底的に排除した完全な出来レースで、最低入札価格を異常に低く設定し、三人組が保有する銀行のダミー会社に落札させたのである。彼等の支配下に渡ったそれぞれの企業の放出株式と落札価格は、表9の通りである。

表から見られるように、2年もしないうちに、企業価値は160倍から200倍の範囲に膨れ上がった。二束三文の融資で取得した株式が大化けすることは、最初から分かっていた。LukoilにしてもGazpromにしても、その資産価額が数億ドルというのは馬鹿げている。最初から山分けする意図がなければ、このような入札などありえない。

ダミー会社が取得した株式を、これを仕組んだ個人の資産に転化させることは何の問題もない。株式を個人で保有することも、あるいはダミー会社が株式を売り払って利益を山分けすることも自由だ。これが「クレムリン資本主義」\*の実体である。

\*注に示したBalasiの*Kremlin Capitalism*は、筆者の論旨のような分析をおこなったものではなく、あくまで民営化アドバイザーの眼から見た検証記録であり、表題は内容を表すものではない。他方、Klebnikovの筆は鋭く、1990年代のクレムリンの腐敗プロセスを詳細に記録している。

表9 1995年末に実行された株式担保融資

企業名	業種	放出株(%)	落札価格	市場価額	
				(落札価格ベース)	1997年8月1日の市場価額
百万ドル					
Lukoil	石油	5	35	700	15,839
Jukos	石油	45	159	353	6,214
Surgut	石油	40	88	220	5,689
Sidanco	石油	51	130	255	5,113
Sibneft	石油	51	100	196	4,968
Norilsk	金属	51	170	333	1,890

(注)市場価額は、落札価格をもとに算定した総株式の価額。

(出所) Paul Klebnikov, *Godfather of the Kremlin*, Harcourt, 2000, p.209.

## おわりに - 「赤いマフィア」と「赤い政商」

ロシアの億万長者の形成過程は既述の通りであるが、彼等は何ら「新興実業家」など賞賛されるような存在ではなく、すべて旧体制においてそれなりの地位を占めていた者である。ホドルコフスキーはコムソモールのモスクワ支部の幹部からロシア石油・エネルギー省の副大臣になった人物だし、ポターニンは共産黨員になった後、ソ連の対外経済関係省に勤務し、ソ連崩壊後は共産党と政府の支援を得て、商社や銀行を設立した人物である。チェルノムイルジンは言うまでもなく、ソ連の石油・エネルギー大臣だった。2001年夏にプーチン大統領に解任されたヴィヤヒレヴは、Gazprom社長時代に、各種のルートを通して20億ドル以上の資金を社外に流したと報道された。それが事実だとすると、たんに株式の取得で富を築いただけでなく、企業の売上から横領を続けていたことになる。この種の横領はGazpromだけの特殊事例でない。ベレゾフスキーは、国営航空アエロフロートの外貨収入を、自らが設立したスイスのダミー会社を経由させていたことから分かるように、外貨収入のある企業はこれら「新興実業家」の格好の餌食になった。何のことはない。体制転換で漁夫の利を得たのは、旧体制の人脈である。「新興実業家」という名称は彼等の役割や本質を捉えていない。

異色と言えば、1990年代に一躍クレムリンのフィクサーとして登場したベレゾフスキーである。アカデミー研究機関の数学研究者でアカデミー会員が、不足財である自動車の販売に眼をつけ、チェチェンマフィアを使って1990年代前半のモスクワ・マフィア抗争を乗り切った。そして、エリツインの末娘に取り入ってから、フィクサーとしての地位が固まった。学者出身としては稀有な稀有な能力の持ち主である。1990年代後半からは、クレムリンの権力を利用して、自らの地位と財産を築いた。出発点において旧体制の人脈とは独立していたという意味では、新興実業家と言えるかもしれないが、マフィア抗争に用いた手段や人材はすべて旧体制から派生したものである。また、その地位を不動にしたのは、エリツイン一家に取り入ってからであり、集権的権力を利用した「政商」である。

ベレゾフスキーを含めて、ロシアの有力な「実業家」は旧体制の人脈の中から生まれた（蘇生した）人々である。共産党やKGIの人脈がすべてのビジネスの基本になっている。「赤いマフィア」と呼ばれる所以である。なかでも、巨額の資産を築いた人々は、無能なエリツインの「虎の威」を徹底的に利用することで、国家資産を配分することに成功した。だから、「クレムリン資本主義」とも別称される。仲間内の狭い世界で通用する「資産分捕」主義である。

旧共産党・コムソモール人脈、旧政府高級官僚、旧国营企業経営者人脈、旧諜報機関人脈が体制転換で重要な役割を果たしたことは、すべての体制転換諸国で観察される。それは先進的な改革国であるチェコやハンガリーにおいても変わらない。諜報機関員で国外に駐在していた者の多くは商社員としての二重機能を果たしており、体制転換で独立自営の輸入業者になったり、国外資産の横領に奔走した。旧ソ連の共和国では旧体制の人脈がそのまま残存している。体制転換諸国に出現した「新興実業家」の多くが、旧体制に根を持つ「赤い政商」であり、「赤いマフィア」であった事実を、社会学者は歴史の記録に残しておかなければならない。旧体制の人脈から独立していた「新興実業家」や「新興起業家」など、体制転換の最初の10年には数えるほどしか存在しなかった。